

喫煙に関するお知らせ

改定健康増進法が 4月1日より完全施行となり喫煙がマナーからルールに変わります。

それに伴い、**多くの人**が**利用する施設**は**原則屋内禁煙**となり、当施設もこれに該当する為、下記の通り変更をさせていただきます。

何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2020年4月1日より実施

* 禁煙エリア

- ・クラブハウス内 及び 打席棟内
- ・屋外の灰皿の無い場所

* 喫煙可能エリア

- ・仮設喫煙所（駐輪場脇）
- ・ご自身の自動車内